

第 14 回宮城県産業振興審議会農業部会

日 時 平成 22 年 4 月 28 日 (水)
午後 2 時から 4 時まで
場 所 宮城県県庁 4 階 特別会議室

司会

本日はお忙しい中、また、お足もとが悪い中お集まりいただき、ありがとうございます。会議に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。次第、出席者の名簿、資料が1から8までとなっております。右肩に番号が振っております。資料1というのが一番後ろの方に付いているかと思えます。クリップでとまっているものが資料2から8までとなっております。事前に資料1から6まで郵送させていただいておりますが、資料7と8を追加させていただいております。それと、一部修正等を行っているものがございまして、本日の会議は、お手元にお配りしたものをお使いいただき進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。資料の不足等ございませんでしょうか。

次に、マイクの使用についてご説明させていただきます。委員の皆様にはお手元のマイクをお使いいただきますが、ご発言の際に右下にございますマイクのスイッチをオンにしますと、オレンジ色のランプが点灯いたします。ご発言が終わりましたら、必ずオフにさせていただくようお願いいたします。以上よろしく願いいたします。

ただ今から、第14回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。開会にあたりまして、農林水産部千葉部長からあいさつを申し上げます。

千葉農林水産部長

本日はお忙しい中、第14回宮城県産業振興審議会農業部会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。昨年度の産業振興審議会では、5月14日の全体会において「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の変更について知事からご諮問申し上げ、これまで本農業部会を中心にご議論いただいていたところでございます。

当初、21年度中の計画策定を目標としておりましたが、民主党への政権交代に伴いまして、担い手の育成方向等、国の農政が大きく変化し、県が活用すべき国の施策が不透明となったことから、産業振興審議会での審議期間が1年間延長されたところでございます。これに伴いまして、県は計画の策定を22年度中に行うことにさせていただきました。

昨年度ご審議いただいた内容につきましては、「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画策定にかかる基本方針」として今年の3月にご提出いただいたところでございます。この基本方針につきましては、国の施策にかかわらず、本県の目指すべき基本計画の根幹となるものと考えておりまして、今年度の事業展開をこの方向性で進めさせていただいております。今年度は、この基本方針を踏まえて基本計画の内容の検討を進めていただく、そのように承知いたしております。

国におきましては、「食料・農業・農村基本計画」が、今年3月30日に閣議決定され、その基本計画の内容が明らかになっております。その中には、新たな理念に基づく政策ということで一体的に展開すべき戸別所得補償制度の導入、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生、こういったものが盛り込まれているところでございます。これらの国の新しい施策というものを、本県の取組にどのように活かしていけるかが、今後の検討課題になると考えております。

本日の部会におきましては、これまでの審議の状況をご確認いただくとともに、新たな基本計画の施策や具体的な取組について、ご意見を頂戴したいと考えております。県としましては、本日のご審議を踏まえまして、具体的な計画案を作成して参りたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見・ご提言をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。今日はよろしく願い申し上げます。

司会

本日は、平成22年度最初の農業部会の開催でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

工藤農業部会長でございます。伊藤恵子委員でございます。伊藤秀雄委員でございます。白鳥委員でございます。熊谷委員でございます。沼倉委員でございます。千葉委員でございます。三

浦委員でございます。望月委員でございます。なお、後藤委員が所用のため欠席との連絡を受けております。

続きまして、農林水産部の職員を紹介いたします。農林水産部長の千葉でございます。技術担当次長の高橋でございます。同じく技術担当次長の高橋でございます。経営所得安定対策担当次長の菊地でございます。農林水産政策室長の寺嶋でございます。農業振興課長の吉田でございます。農林水産経営支援課技術副参事兼技術補佐の岡本でございます。食産業振興課長の宮川でございます。畜産課長の清和田でございます。農村振興課長の小山でございます。農村整備課技術参事兼課長の佐藤でございます。農産園芸環境課長の久保が若干遅れております。申し訳ございません。以上で職員の紹介を終わらせていただきます。

会議の成立要件でございますが、定足数の2分の1以上となっております。本日は委員の方々のご出席が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立ということをご報告申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。会議は、産業振興審議会条例の規定に基づきまして、部会長が議長となって議事を進めることとなっております。ここからは工藤部会長に議事進行をお願いいたします。工藤部会長、よろしくお願いいたします。

工藤部会長

今年度第1回目の部会ということで、資料もたくさん準備していただいております。部長のあいさつにもありましたように、国の基本計画も決まりましたし、戸別所得補償制度もモデル事業が始まり、昨年不透明だった部分がやや透明度が増しました。ただ、次年度以降どうなるかという若干不透明な部分は残っていますが、県の県民条例基本計画については、あらかじめ検討する材料が出揃ったという感じがしております。新しい状況等も踏まえて事務局から説明があると思いますので、今日は忌憚のないご意見をいただき、宮城県バージョンとしてゆるぎない基本計画を作るということで進んできていますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それと、本審議会は公開と決定しておりますので、引き続き公開として進めさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。議事(1)「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の変更について、資料に基づいて事務局から説明をお願いします。

吉田課長

委員の皆様には、これまで新たな「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の策定にあたり、様々なご意見、ご提案をいただき、この2月には中間報告として、知事に対しまして「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画策定に係る基本方針」をご提出いただいたところでございます。

本日は、これまで皆様方にご審議いただきました内容、そして基本方針に掲げられております食・農業・農村の将来像とのつながりを再確認していただくとともに、政権交代に伴う国の政策が具体化し、県が活用できる事業等もある程度見えてまいりましたことを踏まえ、本県計画の施策の内容に関する小項目、すなわち推進すべき項目についてご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明申し上げます。

まず、資料1でございます。先ほど部長のあいさつにもありました基本方針でございます。9ページをお開きいただきたいと思います。ここには、「農業を若者があこがれる魅力ある産業に」をスローガンに、1つには「県産品の消費・利用拡大」、2つには「競争力と魅力ある農業」、3つには「農村の活性化」の三本柱のそれぞれ施策の方向、14の施策項目をお示しし、今後取り組むものとしております。なお、詳細につきましては割愛させていただきたいと思います。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。こちらは、昨年度の審議会の開催状況でございます。昨年度は審議会全体会を3回、農業部会を3回開催し、基本計画についてご検討いただきました。そして、2月20日に知事あてに中間報告として基本方針を作成し、提出いただい

ております。

次に、資料3をご覧いただきたいと思います。計画策定に係る審議の進捗状況を示したものであります。目指す将来の姿、施策展開に共通する重要な視点、施策項目までは、先ほど説明いたしました基本方針において定めております。今後は、小項目、取組内容、そして計画の進度を図る推進指標についてご検討いただきたいと考えております。

次に、資料4に今後のスケジュールをお示ししております。

本日の部会では、先ほどもお伝えしましたとおり、これまでに委員の皆様からいただいたご提案と食・農業・農村の将来像とのつながりを再確認し、施策ごとの取組についてご検討いただきます。

また、7月下旬に予定しております今年度2回目の農業部会におきましては、生産努力目標や推進指標を含めた素案についてご検討いただき、中間案を作成してまいりたいと考えております。

それを、10月の中旬に予定しております審議会全体会でご審議をいただき、併せましてパブリックコメントの募集をいたします。

審議会全体会での意見、パブリックコメント等を参考にしながら、11月には最終案を作成し、今年度3回目の農業部会で成案と致すべくご検討をいただくことと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からの資料4までの説明につきましては以上でございます。

工藤部会長

昨年の議論の経過等を含めて説明いただきましたが、今日は施策の項目の少し細かいところを含めて議論願ひたいということのようです。今までの資料について何かご質問、あるいは抜けていた議論のご指摘がありましたらどうぞ。

(質問、指摘なし)

工藤部会長

それでは、資料4までをご確認いただきたいと思ひます。

次は今日の本番ですが、資料5に昨年議論してきたことを大まかにまとめていただいております。その資料5を踏まえて、資料6の方には小項目等々、取組の内容の例など、本日ご議論いただきたい中身が記載されております。ご検討いただく前に事務局の方から説明をお願いします。

吉田課長

それでは、資料5を説明申し上げたいと思ひます。

この資料は、皆様からいただきましたご提案から導かれる食・農業・農村の将来像について整理をしたものでございます。

食については、1つには消費者、2つには加工業者・飲食業者・販売業者、3つには販売展開の3つの分野、農業につきましては、生産者、生産物、作り方、生産基盤の4つの分野に分類しております。さらに、農村につきましても、それぞれ示しているということでございます。

たとえば、下側にあります消費者を例にとりますと、その期待される姿として総括したものが、「(1)県産食材の消費量が増え、積極的に農村を訪れ、主体的に農業・農村を守っている」のが姿となります。そして、審議会からいただいたご提案などから、具体的な姿として、1つには「健全な食生活への意識が広がっていること」、2つには「農業・農村の重要性を理解し、地産地消に取り組んでいること」、3つには「ニーズを生産者に伝えていること」、4つには「多面的機能を理解し、農村保全に取り組んでいること」を掲げております。

さらに、これらに関連する基本計画における施策項目、14ほど基本方針に盛り込んでいますけれども、それらに関連する項目を併せてお示しをしております。例えば、施策の「環境にやさしい農業の推進」、施策の「食と農の相互理解の推進」等でございます。

委員の皆様方には、ここでお示しした(1)から(8)まで、それぞれ食・農業・農村に関する期待

される姿ということで表している訳ですけれども、これまでのご提案などから不足する部分、あるいは異なる点がないかご確認をお願いしたいと思います。

なお、施策項目につきましては、資料5の右上に一覧を記載しておりますが、検討の中で取組内容を詳しくイメージできるものにした方が良いというご指摘をいただいた項目につきましては、項目のタイトルを一部変更しております。

例えば、の「食材王国みやぎ」につきましては、基本方針では「販売力の強化」としておりますけれども、輸出やブランド化なども含めるため、ここでは「販売戦略の展開」という表現にしております。

また、の「多面的機能の県民理解の醸成」につきましては、「農業・農村の豊かさの提供」としてございましたけれども、県民の多面的機能への理解を深めることをより強く打ち出していくため、このような表現に変更させていただいております。

また、施策項目の順番につきましては、基本計画の根拠となる「みやぎ食と農の県民条例」の目標と合わせておまして、基本方針における順番とは異なっておりますことをあらかじめ申し添えたいと存じます。

次に、資料の6をご覧くださいと思います。資料の6では、本県の基本方針にお示した14の施策項目について、その取り組む内容、さらには具体化した小項目、いわゆる推進項目をお示しております。

資料右側中央部分にあります取組内容の例は検討段階のものでございますけれども、これまでに委員の皆様からいただいた内容を整理し、示しているものでございます。その提案内容につきましては、一番右側の方にお示しております。

さらに、本日皆様方からいただくご意見を合わせまして、今後、この部分の詳細を書き込んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご意見、ご提案をお願い申し上げたいと思います。

事務局からは以上でございます。

工藤部会長

ありがとうございます。資料の6を目で追って頭で整理するのは大変だと思いますが、昨年の議論を思い出していただくと、このようなことが議論されております。若干文言等の修正も含めて、事務局でまとめていただいたものです。

14の推進項目が並んでおまして、この推進項目の詳しい中身が資料7になります。こういう検討をしてみましたが、国の政策が不透明な部分もあるので、少しその辺も精査する必要があるでしょう。県の独自性を発揮する上でも、そういう検討が必要ではないかということで、少し待つことにしました。それが出揃ったので、検討してきた項目と国の基本計画や新しい政策展開が整合性があるのか、あるいは違いを確認したうえでこれから議論をしていただいた方が良いでしょうということで、今資料7に新しい食料・農業・農村基本計画と、第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画の対応関係を細かにまとめていただいております。

資料8は、そのような施策項目を検証していくと、どの辺が今後の議論の課題になるのか、あるいは施策の展開の課題になるのかという辺りを抽出したものです。

したがいまして、皆様のご意見を頂く前提としてこの資料をひと通り説明いただいて、総合的な議論をしていただきたいと思いますので、これについても事務局の方から説明をお願いします。

吉田課長

それでは、資料7でございます。ただいま工藤部会長からお話いただいたとおり、国の食料・農業・農村基本計画がこの3月に示されました。その施策の内容と、昨年度皆様方にご検討いただきました本県基本計画の対比をした資料でございます。

なお、この資料7と資料8につきましては、事前に配布をせずに、本日の配布となりましたことにつきまして皆様方にお詫びを申し上げたいと思います。

皆様に御審議いただいております県の計画でございますが、先ほどの部長のあいさつにもありましたように、政権交代に伴いまして活用すべき国の施策が見えない、その方向性が変わってし

まうと県の計画についても影響が出るということで、策定期間を1年間延長していただいたところでございます。そのような背景があることを前提に、資料の説明をさせていただきたいと思っております。

資料7の左側には国の基本計画の項目、大きく分けると施策の分野が食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的発展に関する施策など4つの項目がある訳ですが、それらに対する国の具体的な取組内容、例えば食料に関しましては「1 食料の安全と消費者の信頼の確保」、その中で「食品の安全性の向上」や「フードチェーンにおける取組の拡大」のような形で整理をされておりますが、それを右側の方に行くと県の施策とどのように関係するかを示した対比関連表でございます。

内容については後に説明させていただきますが、その前にこの資料の中で網掛けをしている部分で訂正をお願いしたいと思います。昨年度ご検討いただいた中で今後施策に影響を受けるものに網を掛けておりますが、1ページ目中段の国の項目「4 総合的な食料安全保障の確立」の「流通・消費面における不安要因への対応」「国際的な食料の供給不安要因への対応」「輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応」の部分の右側に県として網を掛けておりますけれども、これは事務局のミスでございまして、大変申し訳ございませんが網を削除して訂正いただければと思います。ここの部分は重要なことでございますけれども、県レベルというよりはむしろ国が行うべきことというようなことで位置付けておりまして、皆様方のご意見を踏まえて、影響を受ける分野については県の段階で重要な取組について網を掛けておりますので、ご了承いただきたいと思います。

はじめに、食料の安定供給の確保に関する施策については、1から5までの項目に分かれております。1つ1つの説明は割愛させていただきますが、ポイントのみご説明をいたします。

この食料の安定供給の確保に関しましては、本県の基本計画に定める「食と農の相互理解の推進」「『食材王国みやぎ』による販売戦略の展開と食産業の振興」に関連をしまして、国の基本計画でも2の「国民との結び付きの強化」、3の「地産地消の推進」、3の「フードチェーンにおける連携した取組の推進」など、具体的に国の施策が位置付けられており、これらについては今後県として事業等として施策が可能と考えておりまして、その部分の結びつきを示しております。

次に、1ページの下の部分から2ページ目にかけてお示ししている農業の持続的な発展に関する施策についてでございます。ここでも、1から8までの項目に分かれておりますが、このうち1にあります戸別所得補償制度に関しましては、県の施策を推進する上で今後大いに活用すべき施策として考えております。

次に2ページをご覧くださいなのですが、中段の県の基本計画の「活力ある担い手の育成・確保」、2の「優良な生産基盤の確保と有効活用」については、本県の基本計画の中で重要な視点と捉えておりますが、国の計画と施策内容が連動しておりまして、今後活用できるものが多々あると受け止めております。

次に3ページ目でございますが、農村の振興に関する施策については、ここでも1から5までの項目に分かれております。この中には、すでに取組を継続しております4の「中山間地域等直接支払制度」、2の「農地・水・環境保全向上対策」がありますが、これらにつきましても、県としては施策を推進する上で活用すべき有効な手段と考えております。

続きまして、資料8をご覧ください。これは、県の基本計画における14の施策項目のうち、国の政策の影響が大きいものに網掛けをし、整理したものでございます。「農業の担い手のあり方」、「農地集積・基盤整備」、「水田農業、園芸、畜産のあり方」などが大きく影響を受けると想定されておりました。しかしながら、資料7でもご説明をいたしましたとおり、施策の展開に当たっては資料右側上の方に示しておりますように、これらに関する国の施策の考え方あるいは方向性は、県が考えている施策の方向性と異なるものではないと整理をしております。今後、国の制度、財源を有効に活用しながら、施策展開を図っていくことが可能であると考えております。

一方で、その下でございますけれども、今後配慮しなければならない課題ということで、例えば戸別所得補償制度の交付水準の確保、あるいは地域の裁量、地域の意見等をうまく加味した形

での政策展開，あるいは経営努力の反映のされ方などについては，まだまだ不透明なところがあると思っておりますし，皆様方ご承知のとおり土地改良事業予算の確保については，全く不透明である訳でございます。今後とも，こうした点を注意しながら見ていかなければならないと思っております。

最後になりますが，もう一度6ページをお開き下さい。国の政策が明らかになったことを踏まえまして，県が基本計画における14の施策項目の中で取り組むべき内容，いわゆる小項目，そしてその推進項目についてでございますが，これらにつきましては委員の皆様方にこれまでご提案をいただいたものでございますし，さらにこれに追加するものはあるかどうか，また，今後力を入れるべきポイントはどこにあるかといったことにつきまして，本日ご意見を賜りまして，今後，第2回の農業部会の資料のまとめに向けて反映させて参りたいと考えておりますので，よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

工藤部会長

ありがとうございました。大変膨大な内容の説明をいただきましたが，最初にご提案いただく前に理解を助けるという意味でご不明な点がありましたら質問をしていただければと思いますが，何かございますか。

(質問なし)

工藤部会長

国の基本計画は，要約版か何かの資料を事前に配布したのですか。

吉田課長

先ほど説明はしませんでした，参考資料という形で「平成22年食料・農業・農村基本計画のポイント」という両面刷りの3枚ものを配布しております。

工藤部会長

事前配布ではなくて今日配布したのですか。

吉田課長

事前に配布しておりますので，目を通していただいていると思います。

工藤部会長

国の基本計画は従来からありまして，3度目の見直しです。政権が変わったので多少文言が変わったり，ニュアンスが変わったりしてはいますが，食料の安全供給の確保に関する施策は基本的に変わっていません。従来の流れを踏襲しながら，6次産業化などの文言が出ていますが，考え方としては従来からあったものです。

農業の持続的発展は，戸別所得補償制度という新しい制度によって相当大きく変わりました。つまり，今までは対象をある程度絞りこんで支援策を講ずるというやり方でありましたが，今度は押し並べて農家に支援をするやり方になりました。したがって文言としては，例えば農業の持続的発展に関する施策の「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」，つまり，認定農業者や法人経営体のような特定の農業者というよりは，立ち上げの段階では多様な農業者を支援しようというのが最も大きな変更点です。ただ，宮城県の県民条例基本計画では，確かに意欲ある担い手ということで色々な議論をしましたが，活力ある担い手ということで広く対象として取り組んできました。したがって，国よりは範囲が広い扱いをしてきたように思いますので，新しい計画と齟齬をきたさないのではないかと思います。

農地関係では，政権交代の直前に農地法改正，基盤強化法が改正されています。したが

って、改正段階の国会審議の過程で民主党の意見が相当反映されています。これは、今回の基本計画ではほとんど変更なしで、新しい農地政策を前提として取り組む書き方になっています。大きな流れとしましては、政権が変わったからといって大きく変わっている訳ではなく、多少施策対象や文言が変わった程度とご理解いただいて、そのようなことを前提として、宮城県バージョンの基本計画は、そう大きな齟齬をきたさないだろうという説明がございました。

そういったことを前提としながら、昨年議論してきた具体的施策、小項目等々も含めて、新たに盛り込むものや文言の修正について意見を出していただければと思います。

ご質問なりご意見なり、出していただければと思います。このようなことは、実際に活動している人が一番敏感なので、伊藤（秀）委員どうぞ。

伊藤（秀）委員

質問をさせていただきます。食料・農業・農村基本計画では、担い手の位置付けが「多様な担い手」になっていますが、宮城県としての担い手というのは、国と同じにするのですか。例えば、国と同じような呼び方で多様な担い手としても、具体的にどういった方々を多様な担い手として位置づけるのですか。また、中核を担うのはここだということをご質問させていただきます。

吉田課長

国では、いわゆる担い手として「家族経営体」、「集落営農組織」、「農業法人」の3つの柱がございます。

県としても、今まで農業経営基盤強化促進法に基づきまして、県の基本方針などをまとめてきておりまして、その中で認定農業者、当然農業法人も含まれますし、認定農業者にはなれないかもしれませんが464ある集落営農組織、そのようなものを核としながら、担い手として展開していただきたいと考えております。

高齢者の方々、あるいは兼業農家の方々は、例えば集落営農組織の中で意欲ある農業者の1人として今後活躍いただく、そのような位置付けになると思っております。そういうことからすると、先ほど部会長からお話があった方向と、うちの県で考えております担い手の育成方向とは大きく変わらないのではないかと考えております。

工藤部会長

若干補足しますと、資料7の2枚目をご覧ください。2枚目の真ん中の「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」の「意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保」の中身をご覧くださいと、家族農業経営、認定農業者、小規模農家・兼業農家も参加した集落営農、法人経営体、参入を希望する会社等がありますが、今まで農業構造の展望という格好で前政権下で示されてきた中身とほとんど変わっていません。これを意欲ある多様な農業者と呼んで、意欲ある担い手として拾い上げているのは従来とあまり変わらず、それを県の基本計画では「意欲」ではなく「活力ある」と記載しています。したがって、担い手像については、宮城県としてどのような集落営農組織、認定農業者なのか、地域によってどのような姿形が考えられるのか、その辺りの具体像については色々あると思いますが、国の考え方も県の考え方もそう大きくは変わっていないだろうと思います。

白鳥委員からもどうぞ。

白鳥委員

集落営農については、当初5年後に法人化という目標を持っていた訳ですが、これからもその方向で推進していくのですか。地域によっては、法人化はなかなか難しいという意見も出ているようです。

あと、施策項目の中で、資料1の9ページ「『食』の施策の方向」の4番目「食品関連産業等との連携による県産食材の利用拡大」の中に農商工連携も含まれるのですが、どうしても買い手市場になっているので、買う方が強くていくら連携しても農産物の販売価格

が安定しないということがありますので、連携したことによって3者全てが利益を確保できるような内容を文章化して欲しいと思います。ただの連携ではなくて、3者が共生できるような対策が必要ではないかと思います。

工藤部会長

むしろ前段は白鳥委員自身がどう考えますか。法人化した方が良いのか、それとも集落営農は法人化にこだわらずに進めて、法人化できるところは法人化するのとどちらが良いですか。

白鳥委員

工藤部会長が言われたとおり、地域のリーダーがいて、法人化に向けての将来像が描けるのであれば当然進めても良いと思いますし、昔の機械利用組合のように集落で共同利用して低コスト化のみのレベルで進めるところのように、多様な形があっても良いと思います。

工藤部会長

今の戸別所得補償制度は、集落営農は対象になりますが法人化要件は無く、最大のメリットは、自給部分の10aが集落営農組織だと50人でも100人でも10a控除が良いことです。これは活用すると大きなメリットがありますが、必ずしも法人化要件が付いておらず、少なくとも現政権では法人化要件は付いて来ないと思います。

ただ、宮城県として法人化に思い入れがあって、推進していくべきということであれば、基本計画に入れるべきです。

何かあればどうぞ。

菊地次長

経営所得安定対策を進めてきた立場として、当初から集落営農は法人化を目指してきているので、方向としては変わらずに、産業として成り立つ組織を狙って欲しいと思います。私は、464という組織は決して多い数ではないと思っております。今県内には2,500~2,600ぐらいの集落がありますが、将来10年後の担い手が危ぶまれている集落も結構ございますので、そういった集落の方向付けにもなると思いますので、最終的には任意の組織ではなくてきちんと法人化を進めていくことが望ましい姿ではないかと思っております。

工藤部会長

今まで担当してきた立場からは、そういうことが出るとは思いますが、その方向でどうですか。

千葉委員

3月まで現場で石巻、登米エリアを回って支援活動をしてきましたが、石巻のエリアを紹介すると、集落営農組織が現在約50組織あります。このうち、法人化してコストを下げ、経営を再構築しようという組織は約10組織、そういう割合なのです。先ほど白鳥委員が話したように、法人化を志向する組織と、従来どおり機械・施設の共同利用の組織、それぞれ組織の意識の差なので仕方がないと思います。ただし、水田農業はコスト削減が絶対に必要なので、そういう方向の支援・指導というのは今後も継続していく必要があります。

先ほど国の資料をみていると、「EPA, FTAについては、農業・農村の振興を損なわないことを基本に取り組む」と記載されていますが、私の個人的な考えでは、日本は先進国で一番EPA, FTAが遅れています。そのような外圧があるにもかかわらず、このような考え方では国際的には通用しないと思います。韓国などはFTAを進めています。そのような環境をみますと、日本農業、本県農業もそのような環境に対応するような視野を持って取り組むのが最大のテーマだと思います。

工藤部会長

集落営農組織は法人化、コスト低下あたりを基本に推進した方が良いのではないかと、現実に色々なものがあっても、方向としてはそうではないかという議論だと思います。関連してE P A、F T Aの話も出ましたので、この辺りについて望月委員どうですか。

望月委員

今の話の流れと全く変わってしまうのですが、昨年、販売戦略の部分でターゲットを明確にして重点志向で行った方が良いということで、仙台圏と首都圏という話をしましたが、人材、担い手の獲得も同じだと思っています。東北6県で唯一、今後人口が減らない、現状維持なのは仙台市です。全国でみると、首都圏と確か愛知県、大阪府ぐらいです。そのような中でターゲットを明確にすれば、仙台圏、首都圏から将来地域を担える若い人材をいかに獲得していくことだと思います。実はこれは販売の対象とも重なります。つまり、仙台圏、首都圏に宮城の魅力ある付加価値の高い食を販売し、そこの人達に魅力を伝えて宮城県の地域に獲得する。こういう重点戦略が重要ではないかと思っています。販売と人材獲得を両方同時に実現していくことは可能性として十分にあると思っています。今回、県の一番のキーワードが「若者があこがれる産業に」ですが、これは漠然と農業ということではなく「宮城の農業」、さらに言う「宮城の食」ということだと思います。「宮城の食」を作っている、受入れ側の地域の人達の人としての魅力を、販売をしていく中で合わせて伝えていき、是非その地域に行ってみたいということで、地域に若い人達にグリーンツーリズムで来てもらい、観光ではなく交流になるので、そこで、人、歴史、文化、そういうものから生まれてきた食の魅力を伝えていく。グリーンツーリズムから、今度は担い手として地域に入っていく。ここの一貫した流れを、いかに対象になる地域を絞り込んで重点志向で進めていくかが今回重要ではないかと考えております。

一つ一つの項目を個別にみると漏れがないという感じではあるが、逆に言うと宮城が何をやるのかが見えないと思います。去年も申し上げましたが、例えば山形県でこういう施策をやっていくと言われてもあまり違和感が無いです。おそらく網羅性が非常に強く、国との親和性も高いということだと思います。宮城としての、仙台というターゲットとなる地域を中心部に持っている県として、全体で重点志向で何を行っていくかを話し合えれば良いのではないかと思います。繰り返しになりますが、一つ一つの項目をしっかりと精査しつつも、全体としてこの項目をいかに有機的に結びつけて、戦略的に進んでいくことが重要な感じがしております。

工藤部会長

国の新しい基本計画と、県の考え方にあまり齟齬が無いということを前提にして、小項目に関する議論になりましたが、今日の本題がそこなので資料6の2枚目の「『食材王国みやぎ』による販売戦略の展開と食産業の振興」の具体的な考え方を、もう少しターゲットを明確にして詰めたら良いのではないのでしょうか。さらに、「多面的機能の県民理解の醸成」にグリーンツーリズムと農業体験があって、今の話だと流れ図としてその辺りが関連性があるような施策として展開した方が良いというご意見だろうと思います。当然、県がそういう整理の仕方をこれから行っていくのですが、どのような項目、キーワードを追加したら良いですか。今のお話の中で、これは出ていないのではないかとこのものがあつたらご意見をいただいて、後で流れ図に反映させてもらったらどうかと思います。

望月委員

項目としては全部入っています。今私が申し上げたのは、どちらかという今あるこの項目をどのようにうまく結び付けていくかということなので、項目で漏れは無いと思っています。

工藤部会長

消費地仙台市を抱える県の販売戦略というのは、昨年の望月委員の意見が書かれている

のですよね。項目としては良いのではないかということによろしいですか。施策の展開の段階で工夫していただきたいというご意見だろうと思います。

それでは、時間も限られていますので、今回の議論を展開していく上でこれだけは検討しておいていただきたいという、資料6の施策項目に即した中身に関してご意見を伺いたいと思います。まず、～ というのは関連性があるのですが、一番右側に審議会からの提案項目というのが載っています。その関係を眺めていただいて、まずこの部分について、キーワードの追加や関連性について意見がございましたら出していただきたいと思います。

この辺については沼倉委員からたくさんご意見を出していただいた記憶があるのですが、いかがですか。

沼倉委員

私が申し上げたことは、審議会からの提案項目に盛り込まれているように思います。

伊藤（秀）委員

食と農の相互理解の推進ということで、国の基本計画のまえがきに「国民全体で農業・農村を支える社会」づくりと載っていますが、宮城県の農業法人協会や仙台の消費者団体の代表の方々に声掛けしまして、「宮城県の食・農」という題材でワークショップを行いました。そこでは、仙台の市民でさえ、我々農家の実情や悩みを知らない事実が明らかになりまして、逆に、我々農家も仙台市民の方々の今の消費に対する現状の理解が足らなかったということが様々出て参りました。ここに、学校給食や地産地消の取組など具体的な案を載せていただいておりますが、やはり消費者の皆さんと生産者の相互理解を図るための施策とすると、草の根的な活動になるかと思いますが、生産者と消費者が直接同じ場で話し合いができる、そういった場づくりと、その結果を広く県民の方々に情報を発信していただく、時間はかかると思いますがそこからやっていかなければならないと思います。

一方では、食教育といいますが、農村教育、農業教育といいますが、小学生のような子供の時代から、「食とは」、「農とは」、そういったところの教育をきちんとしていく。それが学校給食に絡ませた施策でもかまわないと思いますし、また、県独自のそういったカリキュラムを生涯学習の時間か何かで取っていただくとか、そういう要請もしていただければ良いと思います。

あとは、宮城県内でもグリーンツーリズムや食農教育を行っている団体もありますので、そういった団体とコラボもできればと思います。

やはり、県民の皆様の理解を得るということは容易なことではなく、まだまだ理解されていないという現状を理解したうえで施策を行っていかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

工藤部会長

これも、昨年から消費者参加型の方角を考えるべきであるとか、交流機会の拡大等でキーワードとしては入っていますが、どなたか伊藤（秀）委員の思いを反映するような取組内容を書き込めませんか。

例えば、理解度が低いので食と農のラウンドテーブルのようなものを設置し、そういう取組を活発にして理解度を深めようという話だと思っておりますが、取組内容の例のところにか何かキーワードを盛り込めるのであれば盛り込んでいただいた方がよろしいのではないかと思いますので、次回までご検討いただきたいと思っております。

、 、 に関して他に何かございませんか。

高橋（正）次長

前回までご議論いただいた中にも、先ほどの望月委員からのご意見の中にも、消費者の皆さんの参加・参画という言葉がありました。今、伊藤（秀）委員からお話がありました中身のいくつかは、十分かは別として今まで行われてきたものが多くあります。そういっ

た中で、改めて参加，あるいはもう少し踏み込んだ参画ということになりますと，少し具体的イメージが沸きにくいところです。

例えば，秋保では環境保全米を地元の旅館で積極的に使って地元の米農家を応援しつつ，米農家の方々も秋保の観光を応援し，相互に地域づくりをしているという流れがございますけれども，そういったところに，例えばお客様とおいでになった方々がそこに入り込んで交流を行うような参画のイメージでよろしいのか，あるいは商品開発のところまで一緒に行うことを目指すイメージなのか，～ に関連することだと思しますので，その辺りのご意見を頂ければと思います。

工藤部会長

具体的なイメージでどなたか意見がありましたらどうぞ。

沼倉委員

学校のゆとり教育が見直されて，少し勉強の方にウエイトを置くような流れがあるようなのですが，子どもたちが生産現場を訪ねて行って触れたりするような時間が，今後どうなるのか少し気になっておりました。生協などで実施している，夏休みに生産者を訪ねて養豚や酪農の農業体験学習を行うのは非常に良い食育になっています。先ほど具体的にというお話がありましたが，そのようなことは子供たちにとって将来につながって自分達が食べるものに関わっていくことなので，とても良い学習になると思います。

どちらかというところ，宮城県は意外に農業体験学習の機会，受け入れ農家が少なく，宮城の子供達が山形や岩手で農業体験を行っているようなので，もう少し整理して色々な場面で提案していったら良いと思います。

工藤部会長

食材王国みやぎとの関連で，今まで多様なイベントを行ってきておりますし，その辺りの取組内容を整理していただいて，子供達や，参加・参画というキーワードで考えた場合に抜けているものの議論を詰めたいと思います。次回そのような資料を提供していただけますか。今まで取り組んできたものがたくさんあると思いますから。

伊藤（秀）委員自身が色々な取組を行っていますので，何かありませんか。

伊藤（秀）委員

実際に行ってみて感動したのですが，スイスでは国民が3倍高い国内産を買うという，買い支えるのがあたりまえという感覚を持っていました。その人づくりが非常に参考になりました。

スイスのスーパーの棚を見ると，国産品と輸入品が縦に分かれているのです。普通は輸入品が安いので下であって，国内産が上にあるはずなのですが，スイスでは，国内産の列，輸入品の列に分けられているのですね。国民の皆さんは3倍まで高ければ買うと言っていますから，そういう教育を独立国家として行ってきたわけですね。小さい頃から教育をしてきた成果だと思しますので，単発的な施策ではできないと思いますが，長期的な戦略でその辺りを考えていただければと思います。

工藤部会長

食育の推進というキーワードは載っていますが，長期の戦略でこの辺の中身を充実，強化したらという提案だと思います。

それでは，次にアグリビジネス経営体についてどうぞ。

望月委員

「食と農の相互理解の推進」と「競争力のあるアグリビジネス経営体育成の加速化」の両方に関連した意見を申し上げたいと思います。2年前に東北農政局からの仕事で「食農マッチング交流会」という，仙台の飲食店，小売店，いわゆる実需者と，JA仙台にご

協力をいただいてＪＡ仙台管内の農家と、直接話をいただく機会のお手伝いをしたことがありましたが、実需者も農家も、直接そのような形で話をするのが初めてという人が大半でした。実需者は、普段消費者と直接やり取りをして、場合によってはクレームをいただいたり、こういうものおいしいという意見、あるいはこういうものだったら高くても買うといった意見を聞いていると思うのですが、そのような情報が農家に全く伝わっていないということが分かりました。

先ほどの伊藤（秀）委員のような農業法人は直接販売をしているので、直接消費者の意見を聞くことが多いと思うのですが、消費者と実需者と生産者の３者が、より近い関係にならないと、消費者のニーズに合った農業ができないのではないかという感じがしています。

今回の施策の中に「多様な担い手」がありますので、兼業農家や小規模の農家も含めて、いかに消費者の声を伝えていくのか、あるいは消費者に生産者のこだわり・想いを伝えていくのかというところを、と の２つの施策の中で合わせて具体的な取組を検討していけないかという感じがしております。

東北６県での農商工連携の事例調査をお手伝いした中でも、成功事例の農商工連携のほとんどが消費者や観光客の視点を徹底して商品開発や販売をしているので、消費者や実需者あるいは加工業者、そして生産者、ここの距離をいかに縮めていくかが今後の競争力を高める大変重要なポイントではないかと思っております。

工藤部会長

施策にどう具体的に取り組むかではありますが、おそらく多様な農業者、あるいは担い手ということになると、それを束ねているのは農業協同組合ですね。法人経営体は単独でできるけれども、小規模な農業者が個々に今のようなことを行うのは大変ですが、三浦委員のところでは色々行っているのではないかと思います、いかがですか。

三浦委員

各ＪＡがいろいろな取組を行っていますが、うちは大きなＪＡではないので、取組としても小さいものになりますが、私としては、今後皆さんの意見のような取組を行っていけば良いのではないかと思います。

資料６の「水田有効活用の推進」に審議会からの提案項目で「米粉の需要の開拓」とあるのですが、戸別所得補償制度で農家が補償されているということで米の価格が下がるのではないかという話がありまして、来年あたり米が５,０００円なるのではないかという心配もある訳ですが、その中で「『食材王国みやぎ』による販売戦略の展開と食産業の振興」にフードチェーンの連携や販路拡大がありますが、ここにも米粉の販売戦略や需要拡大の項目を入れていただいて展開していただければ、もっと米の消費が伸びるのではないかと思います。思い提案をしました。

工藤部会長

米粉については前段で書いておりますが、販売戦略のところにも米粉という固有名詞を出して力を入れていくという書き方をしてもらいたいという提案ですが、事務局の方で意見ございますか。

高橋（正）次長

今のお話は全くその通りだと思います。食料自給率の話題はまだ出ておりませんが、いずれそういったことを達成していく上でも、新規需要米の１つである米粉を拡大していくことはとても大事なことです。そのためには消費を作り出すところから始まる訳ですので、今お話しいただいたようなことは 番の中でもとても大事な要素というふうに考えております。

工藤部会長

今は米粉が8万円だから色めき立っておりますが、米粉で作ったパンは本当に食べるのですか。需要が伸びるのですか。誰かそのような予測をしている人はいませんか。

千葉委員

米粉のパンは評価が高いので、伸びると思います。伸ばしていかなければダメですよ。

工藤部会長

生協サイドから沼倉委員どうですか。

沼倉委員

今、議論になっているのは、小麦粉と比べた時の米粉は、クッキーやパンを作った時に高くなるのです。米粉を使いたい人は意外と多いのですが、小麦粉と同じようなものを作る時に高いという意見が出ます。もっと米粉が下がれば使いたいという人はいらっやいます。

工藤部会長

販売戦略というよりも、安くして欲しいという話ですか。

沼倉委員

どうしても小麦とバッティングするのです。

伊藤（秀）委員

米よりも米粉への加工賃が高いのです。加工賃はおそらく下がらないと思います。

三浦委員

ひとめぼれで普通のパンを作ると、1個1,000円ぐらいになると聞いたことがあります。

伊藤（秀）委員

粉にするのに非常に負荷がかかるので、小麦よりも安くなることはないです。今は小麦粉の代用として米粉を使っているのですが、どこまで行っても二番煎じなのです。その方向はやめるべきではないかと私は考えます。

伊藤（恵）委員

グルテンも高いのですよね。

白鳥委員

私は米粉パンの販売をしておりますが、非常に評判は良いです。これからは世界に向けて米粉パンを売り出すべきと思うのです。私の知り合いが、フランスに米粉を送ってパンを作ってもらったところ、とてもおいしいと評判になりました。先んじて輸出を考えていった方が良いのではないかと思います。どこよりも早く取り組んだ方が勝ちではないかと思います。

日本食は健康食ということで世界的にも認められてきましたので、パンにつきましても米粉がこれから広がっていく可能性はあると思います。

工藤部会長

おそらく、民主党政権で米粉、飼料用米を手厚く保護するのは、結局は水田で作りたいたいという人がたくさんいて、遊休農地も水田として復元しやすいという環境があって、遊休農地解消、耕地利用率の上昇、結果として自給率に大きく貢献するというように、かなり戦略的に進めたのであろうと思います。

今は補助金を付けて誘導していますが、小麦の代用品としての米粉であるとか、コストが高いなどの制約要因が少し目立っているのです、それをどのように妥協できるのかが今後の課題であると思います。

事務局も米粉がどこまで可能性があるのか、新しい情報があったら次回にでも提供していただけませんか。

望月委員

米粉に関してですが、全国一斉に商品開発、販売開発を行っていると思いますが、どうすれば宮城が全国の他の地域に対して優位に立てるのかといったところの情報を次回いただければと思います。おそらくここ3年ぐらいで勝負が決まるのではないかという勢いで全国各地で行われているので、成功している事例やその理由、そういうところから宮城として米粉に関してどう取り組んだら良いかというのが見えてくるとと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

伊藤（秀）委員

米粉の普及について提案がございます。個人的には米粉単品の加工品は、小麦に対抗するという面からは厳しいと思います。今、成功されている方は全国にも東北にもいらっしゃいますが、今の状態がどこまで持続できるかというのはかなり疑問に思っています。一方で、米を作らなければ、水田農業を推進しなければ自給率は伸びない訳です。米を作る1アイテムとして米粉は必要であると思っております。それを普及させるためには、小麦粉の製品の一部、例えば10%程度混ぜていただく。大きい製粉業者や粉を使った加工業者が日本にはあるので、そこに米粉の原料コストの高い部分を助成するといったことで、ある程度今年の需給バランスを政策的に取っていくという考え方がより現実的ではないかと思っています。

工藤部会長

コーヒーにも色々ブレンドがあるので、パンもブレンドで新しい商品開発を含めて検討されたらと思いますので、その点についても事務局の方で検討願います。

アグリビジネス経営体については何かございますか。アグリビジネス経営体にしろ6次産業化にしろ、1社で1から2、3まで行うのか、それともビジネスタイアップのような格好で組み合わせるのか、色々な手法があると思います。具体的な姿形については、まだ詰めきっていないとは思いますが、今までの取組で何かありますか。県の方で分類していますか。類型について前に資料を出していただいたと思いますが、先ほどから出ている、宮城県バージョンとしてどのようなアグリビジネス経営体をイメージできるのか、あるいは推進したら良いのか、どなたかご意見ございませんか。具体的にどうするかというのはすごく難しいですね。

望月委員

とを併せた形になると思うのですが、異業種から人材を獲得する部分が6次産業化の促進に関してかなり有効ではないかと思っています。よく事例として聞く話ですが、宮崎県の新福青果さんが、もともとエンジニアの方が農業法人を立ち上げて、ご自身でITを活用して生産管理からナレッジマネジメントの領域まで入ってきているケースがあります。他の業種である程度経験をしてきた方を幹部に、あるいは30代の若いうちにアグリビジネスとして獲得をして、そういう人の技術や経験というものも6次産業化の中で活用していく。このようなことは、少人数では一般的に起きていますが、政策的、重点的にその部分を宮城として進めていくべきではないかと思っています。仙台を中心として、商、工、サービス業の様々な企業や従業員がおりますので、まずはそこから獲得していくのはいかがでしょうか。

工藤部会長

おそらく、伊藤（秀）委員や白鳥委員のところでも6次産業化にかなり近いような格好でビジネス展開を行っていますね。そのようなことで一番象徴的な動きをしているのは一ノ蔵さんだと思います。

熊谷委員

なかなかご紹介できるような成果があがらないというところで、うちの会社としても非常に苦労しているのが実情であります。6次産業といっても、最終的には売れるものを1次、2次で作るといふ形であろうと思いますが、残念ながらうちの会社でも果たしてそれが売れるものかどうなのか、そういったものの情報を手に入れるというのは非常に苦労しているところです。果たしてそこまで行けるのか、非常に悩みながら行っているのが現状になります。

それと、消費者のニーズをこちらが捉えるのか、逆に消費者に1次、2次の方を理解してもらおうというのも必要だということがこの中には記載されている訳ですけども、それを理解してもらうためには、教育されていない限り消費者の方は理解できないだろうと思います。教育現場で、果たしてそのような教育ができる教育者が現在いるのかどうか。

社員研修で話す機会があり、ここに記載されている環境保全型農業についての基礎知識を社員に話しました。その段階になって困ってしまったのは、環境保全型農業って何だろうということなんです。逆に、ちょっとした知識で教育してしまいますと、有機農法や特別栽培されている、規則に乗っ取って栽培されているのが環境保全型農業と理解されてしまいますと、消費者はそこから外れているものを作っているのは悪いと思ってしまいます。そういったところで教育は大切であると思います。

工藤部会長からご質問あったことなのですが、残念ながら現状としては暗中模索といいますか、なかなか成果を上げられるような状態までできていません。6次産業として、会社の目標として進めています、非常に難しいと思っております。何を行えば良いのか、会社の中でもまだまだ分かってきていません。

うちの会社の一番の弱点というのは、消費者ニーズというものがまだまだ掴みきれないということなんです。そこを捉えてくれる産業というのはどこなのかということ、望月委員のようにコーディネートしてくださる方もいると思います。1次、2次産業全体がそのようなものを理解できるというようなシステムがデータとして集まってくると良い気がしています。

工藤部会長

それだけ難しいという話ですから、基本方針の中にスローガニックに入れたとしても、実際進めていくには相当具体的な詰めの作業が必要となってきます。

消費者ニーズというのは経営学の世界ではどこにもないというのが常識で、消費者ニーズというのはメーカーや生産者サイドが作るというのが説です。今はそういう世の中になっているので、ニーズを開発するという視点も大事であるという気がしています。

アグリビジネス経営体にこれ以上足すことがないとなれば、「活力ある担い手の育成・確保」は宮城県バージョンで国の担い手像ともあまり変わらないので、このまま進めていきます。

「生産基盤の確保と有効利用」は、面的集積のメリットの共有化というキーワードが一番最後に付いています。これは法律改正がありました。面的集積組織を市町村単位に作って、委任代理で面的集積を進めて有効利用していく、これはこれから具体的に進めていくことになっていきますが、県の方として何か具体的な推進について検討されていることがあったらご紹介いただいて、多分この機能をどこが担うのか、農協が担うのか、市町村が担うのか、あるいは経営協議会のようなところなのか、これからだろうと思います。何かございましたらどうぞ。

吉田課長

今の工藤部会長のお話ですけども、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で、

農地利用集積円滑化団体の規定を、今後市町村レベルで集積を進める上で各市町村には基本構想の中に入れていただくように指導しております。その中核に農協がなっていくのではないかと考えております。

集落営農組織、その中で特定農業団体、農地の利用組織をその地域の中で担っていくのかということも併せて書いている訳でございますが、核となる円滑化団体をきちんと定めて、今後の農地集積を進めていかなければならないと考えております。

そういう形で今、推進をしております。

工藤部会長

法律も通りましたし、具体的に6月までに市町村の基本構想の中に盛り込み、スタートすることになると思いますので、農業委員会の役割や、円滑化団体をどうするか、その辺りのキーワードに関連するようなことを提案項目の中に付け足しておいてください。県が音頭を取って推進しないと動かないと思いますので、お願いしておきたいと思います。

それと、園芸・畜産の供給力の強化に関しては、飼料用米の活用というのは入れなくて良いのですか。何かご意見はございませんか。大豆・特産物の振興、クズ雑穀は入っていますし、米粉の議論はだいぶありましたが、飼料用米も同様に相当手厚い対策が講じられています。米を餌にした豚はおいしいという話なのですが、どなたかご意見ございましたらどうぞ。畜産の方でどうですか、何か結論は出ていますか。

清和田課長

餌に飼料用米を入れた肉質の評価については、通常は豚や鶏で給与されておりますが、豚の場合は肥育の後期に通常の餌に10～15%ぐらい米をトウモロコシの代用として加えますと、背脂肪中のオレイン酸含量が増加してリノール酸含量が減少するということが宮城県畜産試験場や山形県養豚試験場で結果が出ております。オレイン酸が増加するということは旨み成分が増し、リノール酸が減るということは軟脂の原因となる多価不飽和脂肪酸が減少するという結果が出ております。

伊藤（秀）委員

水田農業を進めるためには、飼料用米を推進していかなくてはいけないと考えております。

千葉委員

登米の中田のある法人は、転作として麦や米の青刈りを作付けし、繁殖牛に給与しています。畜産業の最大の課題は、飼料価格高騰で経営採算が取れないことなので、自分たちのエリアから飼料を供給するシステムも重要であると考えております。そういう意味では、積極的に奨励すべきだと思います。

工藤部会長

ここに書き込んだ方が良いですか。伊藤（恵）委員、農家レストランを経営していて、そういう豚肉を食べたいとか、何か要望はあるのですか。

伊藤（恵）委員

うちではミヤギノポークを使用していますが、飼料米を食べた豚をとという要望はありません。

工藤部会長

先ほどから消費者ニーズという話がありますが、最近のお客さんでこういうものが食べたいとか、こういうニーズに応えるためには宮城県でこういうものを作った方が良いとか、何か情報はございませんか。

伊藤（恵）委員

消費者は、野菜1つにしても農薬を使わないものが欲しいと言う一方、使わないで虫が付いたものは食べません。

ホテル一の坊と花野果市場で野菜の取引などの交流がありますが、若い人達に農作業体験をしてみませんかと声を掛けたところ、非常に乗り気でありました。行政をあまり頼りにしないで、私達農業者自身ももっと農業体験などに積極的に勧誘していかなければならないと思っています。

戸別所得補償制度になって、近くでも農地の「貸しはがし」が出てきています。もっと農業者自身がしっかりしていかなければならないと思います。

工藤部会長

渋谷のギャルの渋谷米のような新しい入口もありますし、色々な人が農業に取り組みたいという要望が強まっていますので、ぜひご検討いただきたいと思います。したがって、グリーンツーリズムなど色々なキーワードがありますが、参画というところに関連させて、今のようなご意見を反映したキーワードをどこかに盛り込んでいただければと思います。

沼倉委員

畜産物に食べさせていた輸入のトウモロコシなのですが、遺伝子組み換えをしていないトウモロコシというのはほとんど手に入らず、遺伝子組み換えをしているかしていないかわからない不分別のものを食べさせている状況があります。できれば、そういうものを食べさせた豚肉を食べたくないという消費者も一方でおりまして、そういう中で飼料用米を食べさせている豚肉や鶏肉、鶏卵に付加価値を持ってきていて、少し高くても買いたそうという流れがあります。

もう一つは、輸入飼料がかなり値上がりをして、生産者を苦しめたことがありました。消費者の手元に肉が届く時に、価格が思ったように高くないというのもありまして、生産者が大変な思いをしたということもありました。

もう一つ、県の方をお願いしたいことですが、宮城県の中で作付けされている飼料用米の「べこあおば」が宮城県の気候風土に合っていないので、まだまだ研究開発の余地があると」Aの方から聞きましたが、ぜひそちらの開発の方もしていただいて、少しでも国産の飼料用米を食べさせられるような流れになっていって欲しいと思っています。

工藤部会長

人間が食べるものだけではなくて、家畜が食べる飼料についても配慮をしていただきたいということで、おそらくその問題は資料6の2枚目の「生産力と品質を高める農業技術の高度化」の中に、「環境に配慮し、消費者ニーズに～」と書いておりますので、これは人間が食べるものというイメージで書いていると思うのですが、飼料も含めてそこに何か盛り込んでいただいたらどうかと思います。そうすると、右から2番目の文言が少し変わってくる、つまり、効果的・効率的な試験研究というだけで良いのか、安全安心に配慮した試験研究や、環境といったキーワードが入った技術開発、そのような話につながっていくと思いますから、効果的・効率的ということだけではなくて、もう少し工夫して今のようない意見を反映させていただければと思います。

それから、産学官連携についても色々話が出ましたが、産・学・官それぞれの専門家が集まらないとなかなか良い産学官連携にならないので、試験研究の世界は県の方が推進していただいて、学の方と連携をするという話に切り替えていただければと思います。

それと、前から申し上げておりましたが、環境保全型、有機という技術革新の時代だろうと思いますので、試験研究の世界で県サイドとして挑戦していただければと思います。

次は農業・農村が有する地域資源の保全管理、これは農地・水・環境保全は続くようすし、景観と環境、CO₂など色々なことが言われておりますけれども、この点に関して何か新たなキーワードを盛り込んだらというご提案がありましたらどうぞ。おそらく多面的機能と関連すると思います。

伊藤（秀）委員

CO₂はぜひ入れた方が良くと思います。

工藤部会長

25%削減について、県で何か試算などありますか。県単位でCO₂を削減する量は、農地に何%、森林に何%吸収させるなど、何かそういう試算はありますか。

25%削減は農業サイドに過大な期待がかかってきて、東北大学でも研究を行っていますが、かなり難しいです。農業サイドでどの程度の貢献ができるのか、おそらくその延長線上で排出量取引の対象になってくると思いますが、そうなると別の開発資金や支援資金を外から呼び込む、そういう道も開けてくると思いますが、今の伊藤（秀）委員の意見を盛り込むような検討をお願いしたいと思います。

、も含めて全部について、他にございませんか。

望月委員

今日の資料の中に、マーケティングというワードが入っていないんですね。工藤部会長のお話のように、マーケティングというのは、消費者ニーズに対応することではなくて需要を作ること、つまり攻めることだと思うのですが、この中では、消費者ニーズを把握するとか、ニーズに対応した商品開発というのは何回か出てくるのですが、平均的な消費者ニーズに対応した商品・サービスを開発すると、誰にも魅力が無いものになると言われています。

県の計画の「『食材王国みやぎ』による販売戦略の展開と食産業の振興」で、東京のアンテナショップがアンテナ機能だけではなく、マーケティング機能を強化するというのを新聞で拝見しましたが、そのマーケット機能というのは何かということだと思っています。おそらく個人やJAがニーズに対応しようと個別にターゲットを絞って商品を展開しているとは思いますが、県全体としてマーケティングするということを、の中でしっかりと明記をしていただけると良いと思います。そのマーケティングというのは、ニーズをしっかりとセグメントして、そこに対して個別の企業あるいは生産者ではなく県全体として、どのようなニーズに対してどのような販売戦略を取っていくのか、その辺りを決めていくことだと思います。それを、東京のアンテナショップと仙台圏の2つでしっかりと行っていけると、非常に良い形になるのではないかと考えております。攻めのマーケティングということです。

工藤部会長

その点についてもご検討いただきたいと思います。ただ、マーケティングというのは基本的に民間企業の領域なので、県として食材王国という看板を掲げ、さらに県民条例の基本計画、そういうものをベースにして理解していただく、そういう意味でのマーケティングと、個々のビジネス経営体にこれから取り組んでいただきたいと思いますというマーケティングとだいぶ話が違ふと思いますので、その辺りも含めて次回までにご検討いただければと思います。

そろそろ時間ですが、言い足りない部分はまた郵送していただくということですが、最後にこれだけはというのがございましたらどうぞ。

千葉委員

の項目についてですが、担い手の現状は高齢化や若い人が少ない、特に若い人は年間目標140人に対して80人ぐらいという実態がずっと続いています。現場の話を紹介すると、法人化した組織が部門を拡大することによって若い人材が欲しいという要望が多くありますが、どこで紹介してもらえば良いかわからず、紹介してくれないかと相談されたこともあります。そのように、先進法人や個別農家の拡大でも、後継者を確保したいというニーズが結構ありますので、仲介する施策というものを考えていただければ良いのかなと思っ

ております。

工藤部会長

農業版ハローワークを具体的にどう立ち上げるかという話で、部分的には色々なところで行われていますから、その辺りを充実強化したらという提案だと思います。

他にございませんか。

三浦委員

伊藤（恵）委員から貸しはがしという話がありましたが、このような政策になって農家がある程度補償されていますが、政策が変わったら田んぼを貸すのか返すのか、今後、そういうことも含めて次のことを考えなくてはいけないと思っています。

工藤部会長

河北新聞に貸しはがしの記事が出ましたが、情勢が変わってまた作って欲しいという話になっても、受け取ってもらえないということも有り得るだろうと思います。県の施策は、視点を中長期に考えていただかないと、このようなことで翻弄されてしまいますので、JAサイドでそういう指導をされたらいかがでしょうか。貸しはがしのようなことが起こると農村が混乱してしまいます。

司会

工藤部会長ありがとうございました。

それでは、事務連絡といたしまして、農業振興課の方からご説明いたします。

農業振興課

長時間ご審議いただきましてありがとうございました。最後に事務連絡になりますが、今日は色々ご提言、ご意見を頂戴いたしました。時間の関係上お出しただけなかつたご意見等がございましたら、お手元にお配りしております用紙にご記入いただきまして、後でファクシミリやメール等でこちらの方にご送付いただければと思います。こちらからは以上です。

司会

もう1点、事務局から連絡でございます。今後についてでございますが、産業振興審議会全体会の開催を5月19日に予定しております。本日ご審議いただきました「みやぎ食と農の県民条例基本計画」のご報告、また、新たに「みやぎ観光戦略プラン」の後継計画の審議について諮問させていただき予定となっております。審議会委員の皆様には、ご出席よろしく申し上げます。

また、次回の農業部会の開催は7月下旬を予定しております。日程等につきましては、改めて皆様と調整の上進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございますが、何かございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして第14回宮城県産業振興審議会農業部会を終了させていただきます。ありがとうございました。